

平成28年度第三国定住難民に対する日本語教育事業
－第三国定住難民の定住後の継続的な自律学習を支援するための
通信による読み書き支援ツールの開発－

技術提案書作成要領

1 技術提案書の記載内容

仕様書に従い、技術提案書を作成し技術提案申請書とともに提出すること。

なお、本委託に関する実施予算は、5,000,000円の上限を想定しているが、契約に至る業務計画の調整の状況に伴い、提出された技術提案書に記載された所要経費そのまま措置されとは限らない。

また、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

○ 技術提案書の様式

- (様式1) 技術提案申請書
- (様式2) 事業計画（事業工程含む）
- (様式3) 事業実施体制
- (様式4) 競争加入者に関するデータ
- (様式5) 類似事業・施策等の実績

2 技術提案書の作成方法

- (1) 用紙の大きさはA4版縦、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じてA3サイズの折り込みも可とする。
- (2) 技術提案申請書（様式1）を除き、技術提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図柄は一切入れないこと。
- (3) 様式1～5はすべて別葉とすること。
- (4) 技術提案書は、技術提案申請書（様式1）を除き20ページ以内とする。
- (5) 技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とする。
- (6) 技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。

3 質問の受付

質問者名、会社名、部署名、電話番号、FAX番号を明記の上、FAXにて送信すること。なお、審査に関する質問については回答できない。

【担当】文化庁文化部国語課 協力推進係・日本語教育専門職
(FAX: 03-6734-2839)

4 提出物及び提出部数等

- (1) 技術提案申請書（様式1） 5部
- (2) 技術提案書（様式2～5） 5部
- (3) 技術提案書の電子ファイル 1式
- (4) 競争加入者の概要（要覧、会社案内等） 5部
- (5) 最新の財務諸表等の資料 5部